

大分県立芸術文化短期大学同窓会

同窓会会則

1. 総則

第1条 本会は、大分県立芸術文化短期大学同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、母校を援助することを目的とする。

第3条 本会は、活力ある交流・支援・情報発信を基本理念とする。

第4条 本会の事務局窓口は同大学内に置く。

2. 会員

第5条 本会は、下記の会員で組織する。

- 1 会員 大分県立別府緑丘高等学校専攻科
大分県立芸術短期大学卒業生及び大分県立芸術文化短期大学卒業生
大分県立芸術文化短期大学専攻科修了生
在学生及び中途退学者
- 2 客員 旧職員及び現職員

3. 事業

第6条 本会は、下記の事業を行う。

- 1 名簿の情報管理
- 2 ホームページの作成・運営
- 3 卒業生・在学生への援助
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事項

4. 役員

第7条 本会に、下記の役員及び職員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 事務局長 1名
- 4 理事 若干名
- 5 常任理事 各学科長
- 6 幹事 各学科副手
- 7 監事 2名
- 8 同窓会事務局職員 1名
- 9 顧問 学長

第8条 役員及び職員の任務は、下記のとおりとする。

- 1 会長は、会務を統轄し、必要があるときは理事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 事務局長は、会長以下すべての役職と連絡を密にし、同窓会の運営を円滑にする。
- 4 理事は、予算・決算・会則の変更、その他本会の重要事項を審議する。
- 5 常任理事は、各学科の代表として同窓会の運営に参加できる。
- 6 幹事は理事と協力し、会員との連絡の任に当たる。
- 7 監事は年1回の会計監査を行い、これを総会に報告しなければならない。
- 8 同窓会事務局職員は会員との連絡に当たり、理事の指示に従って庶務・会計の実務に当たる。
- 9 顧問は会務の全般に亘って相談に応ずる。

第9条 役員の選出の方法は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・事務局長は理事の中から互選する。
2. 理事は、会員の中から互選する。
3. 常任理事は各学科長に会長が委嘱する。
4. 幹事は、各学科副手に会長が委嘱する。
5. 同窓会事務局職員は学内の教職員の中から会長が委嘱する。

10. 本会は、地方在住会員の支部を設けることができる。

第11条 役員の任期

1. 会長の任期は5年とする。ただし重任を妨げない。
2. 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

12. 役員の欠員を生じた時には、第8条の選出方法により補充することができる。

欠員補充によって就任した役員の任期は前任者の残余の期間とする。

前任者は、役員の任期満了後において後任者の決議がなされるまで業務を執行するものとする。

5. 総会

第13条 総会は、全会員をもって構成し、下記の事項について審議する。

ただし、理事会をもって総会に代えることができる。

審議結果は、ホームページで報告するとともに大学の創立記念事業時に報告書の配布をする。

- 1 歳入歳出予算の決議並びに決算の承認
- 2 役員の改選
- 3 会則の変更
- 4 その他重要な事項

第14条 議長は会長とする。

第15条 会議の議決は、出席会員の過半数の同意があることを必要とする。

6. 会計

第16条 本会の経費は、入会金及び会費をもって充てる。

第17条 会員は、入会金2,000円及び会費3,000円を入学時に納入する。

第18条 中途退学については、納入した入会金及び会費は返金しない。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第20条 本会の財産は、学内に保管し、現金は、貯金をしてこれを保管する。

7. 会則の改正

第21条 本会則の改正は、会員又は役員が発議し、理事会に提出してその承認を経ることを要する。

8. 補則

第22条 本会に、下記の帳簿を備える。

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会議録
- 5 事業記録
- 6 会計簿
- 7 予算及び決算書類

第23条 本会の業務執行上必要な細則は、理事会の承認を経て会長がこれを定めることが出来る。

第24条 本会則は、昭和36年から施行する。

附則 本会則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 本会則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 本会則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 本会則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本会則は、平成23年10月11日から施行する。